

## 送 金（計画・実績）確 認 書

所属		職員番号	.....	組合員 氏名	
----	--	------	-------	-----------	--

いずれかの口に  
チェックしてくだ  
さい。

- ① 被扶養者申告時の送金計画確認書として提出します。  
 ② 3か月経過後の送金実績確認書として提出します。

① 被扶養者として 認定申請する者	氏 名	年 齢	組合員との続柄	いつから別居していますか
		歳		平成 年 月 日
		歳		平成 年 月 日
② ①の居住する住居について (いずれかにチェック記入)		<input type="checkbox"/> 持家(名義人の氏名と①との続柄)氏名 続柄 <input type="checkbox"/> 借家		
③ 送 金 額	月 額	円 × 12か月	} ※ 年 額 合 計 月額 > 賞与分	※毎月送金を基本としますが、賞与分として若干の増額送金(月額を超えない)をする場合は賞与月を含む3か月以上の送金実績を提出してください。
	賞与分	円 × 2回		
	年額合計※	円		
④ 送金方法 (ABいずれかに○)	A 銀行振込・郵便振込	※提出時に金融機関発行の振込依頼書等の写し及び振込先の通帳写しを添付してください。		
	B 現金書留	※提出時に現金書留封筒の写しを添付してください。(控え写しは不可)		

横浜市職員共済組合理事長様

平成 年 月 日

被扶養者として認定申請をする者について、上記記載のとおり  
私が生計を維持している事実に相違ありません。

組合員自署

⑨

- 注1 手渡しは事実確認ができないので認められません。  
 注2 送金方法 がA、Bいずれであっても申告時に初回分送金証明を、3か月後に送金証明実績を提出してください。賞与分加算のとき、提出する実績に賞与分が含まれないときは、さらに3か月後に実績を提出してください。  
 注3 3か月後に送金実績の提出がないときは申告時に遡って被扶養者の資格を取消します。  
 注4 3か月後の送金実績確認書として提出の際は②欄の記入は省略していただいて結構です。  
 注5 認定を得るため、実際に生活できる額より不必要に多い送金額と判断できる場合は認めません。  
 注6 今後、組合が送金事実の証明を求めたときはいつでも速やかに提出できるよう保管しておいてください。提出がない場合や計画と異なる事実が判明したときは非該当の事実日に遡って認定を取消します。  
 注7 実際に生活できる額より不必要に多い送金額であると社会通念において判断できるとき、上記の額を送金しなければ生活ができない事情等があれば、それを証明する書類とともに申立書・理由書等を作成して提出してください。詳細を確認のうえ認定の可否を判断します。  
 注8 提出にあたっては「被扶養者認定事務処理取扱要領別紙」の「Ⅷ別居している(した)者を申請するとき2送金について」を参照してください。